

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第11-15号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（規則第11-13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、追加条並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(審査の打切却下) 第13条 委員会は、係属している審査請求が次のいずれかに該当するときは、審査を打ち切り、当該審査請求の却下を決定するものとする。 (1)～(6) (略) <u>(7) 第31条の2第2項（第51条において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理が終了されたとき。</u> <u>(8) (略)</u> 2 (略) (代理人) 第15条 (略) 2 代理人は、当事者のために、その審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げ <u>又は復代理人の選任</u> は、特別の委任を受けなければすることができない。 3・4 (略) <u>5 代理人は、復代理人を選任し、又は解任したときは、書面で委員会にその者の氏名、住所及び職名又は職業を届け出なければならない。</u> <u>6 当事者（審査請求の取下げにあつては、請求人に限る。）は、代理人に対して第2項ただし書に規定する特別の委任をしたとき、又はその委任を撤回したときは、第4項に規定する書面その他の書面にその旨を記載して、委員会に届け出なければならない。ただし、その委任又は委任の撤回が委任状その他の書面の提出によって証明されたときは、この限りでない。</u> <u>7 請求人は、第4項及び前項の規定による届出を審査請求書に記載してすることができる。</u> <u>8 (略)</u>	(審査の打切却下) 第13条 委員会は、係属している審査請求が次のいずれかに該当するときは、審査を打ち切り、当該審査請求の却下を決定するものとする。 (1)～(6) (略) (7) (略) 2 (略) (代理人) 第15条 (略) 2 代理人は、当事者のために、その審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けなければすることができない。 3・4 (略) <u>5 請求人は、代理人に対して第2項ただし書に規定する特別の委任をしたとき、又はその委任を撤回したときは、前項に規定する書面その他の書面にその旨を記載して、委員会に届け出なければならない。ただし、その委任又は委任の撤回が委任状その他の書面の提出によって証明されたときは、この限りでない。</u> <u>6 請求人は、前2項の規定による届出を審査請求書に記載してすることができる。</u> <u>7 (略)</u>

第17条 (略)

(審理の計画的進行)

第17条の2 当事者及び代理人並びに委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第31条 (略)

(審理の終了)

第31条の2 委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 請求人から第23条第3項に規定する書面が同項の規定の相当の期間内に提出されない場合において、委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第41条 (略)

(証人の遮への措置)

第41条の2 委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができるようにするための措置をとることができる。この場合、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

(口頭審理に関する規定の準用)

第51条 第17条の2、第22条、第23条第2項から第4項まで、第25条、第26条、第31条、第31条の2並びに前章第2節(第33条、第41条(第43条第4項において準用する場合を含む。))、第41条の2及び第46条第2項を除く。)の規定は、書面審理について準用する。この場合において、第23条第2項及び第3項中「口頭審理」とあるのは「書面審理」と、第25条第1項中「口頭審理の期日又は期日外において、事実上及び法律上の事項に関し」とあ

第17条 (略)

第31条 (略)

第41条 (略)

(口頭審理に関する規定の準用)

第51条 第22条、第23条第2項から第4項まで、第25条、第26条、第31条並びに前章第2節(第33条、第41条(第43条第4項において準用する場合を含む。))及び第46条第2項を除く。)の規定は、書面審理について準用する。この場合において、第23条第2項及び第3項中「口頭審理」とあるのは「書面審理」と、第25条第1項中「口頭審理の期日又は期日外において、事実上及び法律上の事項に関し」とあるのは「事実上及び法律上の事項に関し」

るのは「事実上及び法律上の事項に関し」と、同条第2項中「当事者は、口頭審理の期日又は期日外において」とあるのは「当事者は」と、同条第3項中「審査長は、口頭審理の期日外において」とあるのは「審査長は」と、第47条第1項中「考慮し、第20条第1項の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」とそれぞれ読み替えるものとする。

と、同条第2項中「当事者は、口頭審理の期日又は期日外において」とあるのは「当事者は」と、同条第3項中「審査長は、口頭審理の期日外において」とあるのは「審査長は」と、第47条第1項中「考慮し、第20条第1項の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第13条第1項第7号及び第31条の2の規定は、改正後の規則第2条第1号に規定する処分についての審査請求であってこの規則の施行の日以後にされた当該処分に係るものについて適用する。